

札幌市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案

令和2年(2020年)2月18日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

札幌市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項第5号の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

(理 由)

会計年度任用職員制度の創設に伴い、給料を支給される非常勤の職員の補償基礎額を定めるため、本案を提出する。